

令和7年度 事業計画

日本政策金融公庫の生活衛生関係営業の景気動向等調査によると令和3年4月以降の業況判断、売上、採算のいずれの調査項目でも回復傾向にあったが、令和6年に入ってこれらのすべての項目で下降傾向となり、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

この業況判断等の要因は、燃料価格や原材料費の高騰、人件費の増加、人手不足等の生活衛生関係営業を取り巻く厳しい経営環境にある。

このため、生活衛生関係営業者への相談支援体制を構築し、生活衛生関係営業者の経営の健全化と衛生水準の維持向上を支援するべく、以下の諸事業を実施する。

1 生活衛生営業経営相談・指導事業

(1) 生活衛生営業相談室の開設

① 指導センター内に常設し、生活衛生関係営業者及び消費者、利用者からの相談及び苦情等に関する相談業務を行う。相談は、弁護士、税理士、中小企業診断士、関係行政機関、関係諸団体の協力を得て実施する。

② 業務内容

ア 生活衛生関係営業者に対する衛生、融資、税制、労務管理、デジタル化等の相談指導・情報提供

イ 消費者、利用者からの苦情相談・情報提供

(2) 地区生活衛生営業相談室の開設

生活衛生関係営業者の利便性を図るため、下記のとおり地区相談室を開設する。

○ 場所 松本商工会議所相談室

○ 日時 第1水曜日 午後1時～3時（予約制）

(3) 生衛業特別指導事業

① 物価高、価格転嫁対策、事業承継、人手不足等の経営環境の著しい変化、新しく発生する諸問題に対応するため、経営特別相談員の協力を得て融資・税務などの経営指導及び標準営業約款登録促進指導を行う。

② 生活衛生同業組合と日本政策金融公庫による融資に係る合同連絡会議を開催する。

2 消費者と生活衛生業の懇談会

消費者団体、県消費者行政担当課、生活衛生同業組合等をメンバーとして懇談会を10月下旬に長野市において開催し、各機関に寄せられた苦情相談等を踏まえ、今後のサービス向上に向けた意見交換を行う。

3 研修事業

(1) 経営特別相談員研修会の開催

目的 必要な知識の修得、資質と能力の養成・向上を図る。

時期 令和7年11月（予定）

場所 長野又は松本地区（未定）

(2) 「信州経営塾」の開催

各生活衛生同業組合が抱える課題に対処するため、当指導センター主催の組合員を対象とした合同研修会及び各生活衛生同業組合の開催希望に対応した研修会を開催する。

4 広報事業

広報紙を発行（指導センターホームページにアップ）し、生活衛生関係営業や生活衛生同業組合等に関する各種情報の提供を行う。

5 情報化整備事業

情報化の急速な進展に対応して、生活衛生関係営業への支援活性化に資するため、ホームページを充実し、国・県による新たな支援策や日本政策金融公庫による融資制度等、役立つ情報や生活衛生同業組合の活動状況に関する情報等を提供する。

6 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店及び一般飲食店の標準営業約款制度について、消費者への周知と登録の促進を図るため、関係生活衛生同業組合、全国生活衛生営業指導センター及び消費者団体と連携し、登録業務の推進を図る。

(1) 広報事業

標準営業約款制度の普及・啓発活動と登録促進を図るため、令和7年11月1日～11月30日までの標準営業約款普及登録促進月間にPR活動を集中的に実施する。

(2) 標準営業約款推進長野県協議会

県、関係生活衛生同業組合及び消費者団体との連携強化を目的として、10月下旬に長野市において開催する。

7 後継者育成支援事業

(1) 長野県生活衛生後継者育成支援協議会

生活衛生関係営業の魅力、職業技能等に対する理解を一層深めるとともに、生活衛生関係営業を起業し又は同業に就職しようとする若者等を育成することを目的として、3月に長野市において開催する。

(2) インターシップ事業の実施

小学生、中学生及び高校生等を対象とした店舗受入型と出前講座型のインターンシップ事業を実施し、学校向けの案内冊子の作成及び出前講座事業への経費の支援を行う。

8 全国生活衛生営業指導センター受託等事業

(1) クリーニング師研修等

クリーニング業法に基づきクリーニング師、同業務従事者の知識の習得と資質の向上及び公衆衛生の確保のため、次のとおり研修会及び講習会を実施する。

① 受講対象者

- クリーニング師 令和4年度に受講した者等
- 業務従事者 令和4年度に受講したクリーニング所等

② 実施期間

令和7年10月～11月

③ 実施会場

- 研修会（クリーニング師）（長野市、松本市、飯田市）
- 講習会（業務従事者）（同上）

④ 2型（通信教育）の対象者

受講対象者のうち、各地区の研修会への出席が、仕事の都合や高齢のため困難な者については、2型（通信教育）により実施し、受講しやすい環境を整備する。

(2) 景気動向等調査

日本政策金融公庫が行う生活衛生関係営業の景気動向や設備投資動向等、また、生活衛生関係営業を取り巻く経営環境の変化への影響等を把握する調査事業を実施する。

- 調査数 280件（四半期毎 70件）
- 調査員 経営指導員及び経営特別相談員

(3) 経営支援対策事業

① 目的

物価高騰、人材確保難や賃金引き上げ要請等へのきめ細かな相談支援体制が必要である。このため、全国生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合と連携し、生活衛生関係営業者からの幅広い相談等にワンストップで対応する伴走型支援を実施し、生活衛生関係営業者の業績向上を図る。

② 実施方法

社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、弁護士等専門家と連携して相談指導体制を構築し、生活衛生関係営業者に対する相談・経営指導を行う。

(4) 衛生水準の確保・向上事業

生活衛生同業組合の周知広報や組合活性化のための取組を、11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」を中心に実施する。

(5) 生衛業受動喫煙防止対策事業

生衛業受動喫煙防止対策事業助成金の周知、問い合わせへの対応、申請及び実績報告に係る業務を実施する。

9 諸会議の開催

理事会、評議員会、その他の会議を随時開催する。